

(仮称) 大田区ハト・カラスへの給餌による被害の防止に関する条例(案)の基本的考え方

第1 条例策定の背景・目的

ハト・カラスなどへの給餌は、えさに集まるハト・カラスのフンや羽毛などによる生活環境の悪化、生態系への影響などの様々な被害を及ぼしています。

しかしながら給餌行為を規制する根拠法令はないことから、こうした行為について一定のルールが必要であると考えています。

ついては、以下の通り、区民の健康や安全安心な暮らしを守るために(仮称)大田区ハト・カラスへの給餌による被害の防止に関する条例を策定します。

条例の策定にむけて、以下の内容について区民の皆さまのご意見をお聞きいたします。

第2 (仮称) 大田区ハト・カラスへの給餌による被害の防止に関する条例(案)の考え方

1 用語の定義

(1) ハト・カラス

自ら所有せず、かつ、占有しないドバト、ハシブトガラス、ハシボソガラスをいう。

(2) 給餌

ハト・カラスにえさを与えること(ハト・カラスが集散することを認識しながら、ハト・カラスが食べることができる場所に他の動物へ与えたえさを放置する行為を含む。)をいう。

(3) ハト・カラスへの給餌による被害

次のいずれかに該当するものにより、周辺的环境に被害が生じていると認められる状態をいう。

ア 給餌によるえさを目当てに集散するハト・カラスの鳴き声その他の音

イ 給餌によるえさ又は給餌によるえさの残さを目当てに集散するハト・カラスのふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気

ウ 給餌によるえさを目当てに集散するハト・カラスの羽毛

エ 給餌によるえさを目当てに集散するハト・カラスの威嚇行為

オ 給餌によるえさ又は給餌によるえさの残さが原因となって発生するねずみ又は害虫等

(4) 公共の場所

区内の道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所(民有地であって、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地を含む。)をいう。

2 区民等の責務

区民等は、良好な生活環境を確保するため、ハト・カラスへの給餌による被害を生じさせ

ることのないよう努めなければなりません。また区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとします。

3 区民等の禁止事項

区民等は、次の各号に掲げる事項をしてはなりません。

- (1) 公共の場所において、ハト・カラスへの給餌を行うこと。
- (2) ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせること。

4 指導

区長は、ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせた者に対し、当該行為の是正又は中止を指導することができます。

5 罰則

指導に従わずに、ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせた者に対して、5万円以下の過料を科します。

6 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

第3 今後のスケジュール

令和4年第1回大田区議会定例会（令和4年1月開催予定）に条例案を提案する予定です。